

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 ・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

June, 2007

なごみ便り

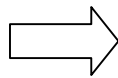
www.101dog.co.jp

算 定 基 礎 届 の 提 出

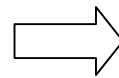
7月1日に在職する被保険者の4・5・6月の報酬(基本給・残業手当・通勤手当
その他手当を含む)を平均して1年間の保険料が決定します。



4・5・6月の給与
3ヶ月



平均すると



1年間の保険料
が決定



ただし・・・

1ヶ月の報酬支払の基礎日数が
17日未満は除く。除いた月以外で
総額を平均して計算する。

例えば、5月の出勤日数が16日だった場合、

4月	5月	6月
22日	16日	21日

4月と6月の2か月の平均額を計算します。

保険料は翌月徴収が基本なので一般的には10月徴収から変更になります。

そして・・・以下の方は対象外になります。

- 6月1日～7月1日までに被保険者の資格を取得した方
- 7月～9月までに月額変更又は育児休業等終了後の改定をされた方

注意

平成19年4月より以下のすべてに該当する 70歳以上の被用者
は届出が必要になります。

- 昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方
- 厚生年金保険の適用事業所に勤めている勤務日数及び勤務時間が一般従業員のおおむね4分の3以上の方
- 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

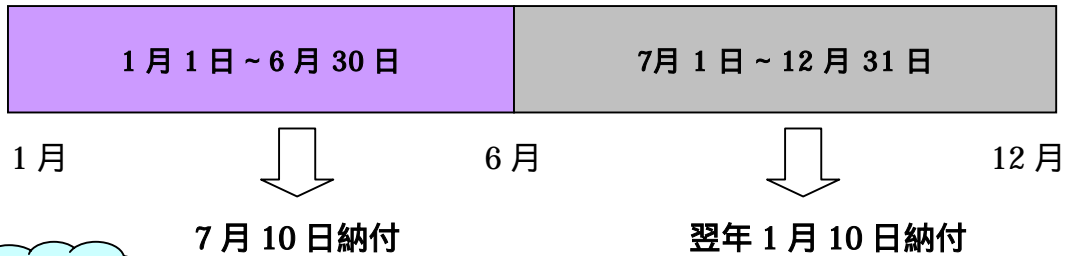
なぜかという・・・???

70歳以上の方にも在職老齢年金(収入に合わせて老齢厚生年金の支給額を調整する)が適用になり、収入を届出ることになりました。保険料の徴収はありません。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

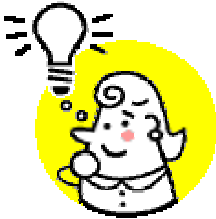
源泉所得税の納期特例

毎月給与から控除された源泉所得税は、翌月 10 日までに会社を管轄する税務署に納付します。ただし、給与等の支払いを受けるものが常時 10 人未満であれば、1 月（前年の 7～12 月）と 7 月（1 月～6 月）を半年分にまとめて年 2 回の支払うことができます。



注意

「源泉所得税の納期特例の承認に関する申請書」を提出して承認を受けなければいけません。



**7月10日までに納付・提出
しましょう。**

賞与支払届の提出

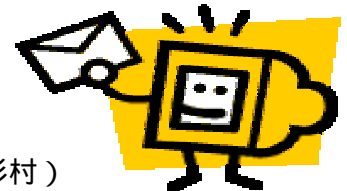
賞与の支払いがあった場合、支給日から 5 日以内に社会保険事務所に「賞与支払届総括表」と「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出します。

賞与額は、1,000 円未満を切り捨てた額を記入して下さい。
賞与の支払があった月に資格を喪失した場合は社会保険料がかかりません。（ただし、雇用保険料はかかります）

賞与にかかる社会保険料の上限は健康保険料年間が 540 万、厚生年金保険料 1 ヶ月 150 万です。

賞与の支払いがない場合も「賞与支払届総括表」の届出が必要です。

注意



（文章担当：杉村）

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”、“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願いいたします。（06-6944-4117 まで）